

個人情報保護制度改正 検討用個票

<b>検討事項</b>		費用負担（保有個人情報の開示請求に係る手数料（「開示手数料」）等）				
<b>関連 条文</b>	<b>改正法</b>	第 89 条第 2 項				
	<b>条例</b>	個人情報保護条例第 26 条、情報公開条例第 15 条				
<b>前提</b>		<p>① <b>改正法の規定内容</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>改正法第 89 条第 2 項 「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、<u>実費の範囲内</u>において条例で定める額の手数料を納めなければならない。」</p> </div> <p>(1) 「手数料」 手数料とは、地方公共団体が特定の者に対して提供する役務の反対給付として、当該役務に要する費用を徴収するものを意味する。本項において開示手数料を徴収することとしたのは、「開示請求に対応する費用をすべて税金で賄うこととすれば、改正法に基づく開示請求制度を利用しない者との負担の不公平が生ずるので、適切な範囲で開示請求者に費用を負担させることが立法政策として妥当と考えられた」（宇賀克也「新・個人情報保護法の逐条解説」）ことによる。</p> <p>(2) 「実費の範囲内」 手数料は一般に、人件費と物件費を基に算定されることから、本項における「実費の範囲内」についても、開示事務に要する人件費及び物件費の範囲内に手数料の額を収めることを求めたものと解される。 そして、開示手数料は、開示請求手数料（以下「請求手数料」という。）と開示実施手数料（以下「実施手数料」という。）に種別され、それぞれ次のとおり算定される。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #ffff00; width: 20%;">請求手数料</td> <td>請求者から保有個人情報の開示請求がなされた段階で徴収する手数料。開示請求に係る事務コスト（受付事務、探索事務、審査事務、書面作成事務、送付事務等）を基に算定される。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">実施手数料</td> <td>請求者に対して保有個人情報の開示を実施する段階で徴収する手数料。行政文書の種別（媒体）及び開示の実施の方法ごとに、開示の実施の準備に要する人件費、庁費、媒体代等のコストを基に、従量制を基本に算定される。</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">（別添①「手数料についての検討資料」（総務省））</p> <p>(3) 「開示請求をする者」 本項は「開示請求をする者」と規定していることから、請求手数料のみを想定し、実施手数料は除外しているとも読めるが、個人情報保護委員会は、実施手数料を徴収することも許容されるとの見解を示している（「改正個人情報保護法の規律に関する Q &amp; A（令和 3 年 6 月時点暫定版）」）。</p> <p>(4) 条例による異なる定め可否について</p>	請求手数料	請求者から保有個人情報の開示請求がなされた段階で徴収する手数料。開示請求に係る事務コスト（受付事務、探索事務、審査事務、書面作成事務、送付事務等）を基に算定される。	実施手数料	請求者に対して保有個人情報の開示を実施する段階で徴収する手数料。行政文書の種別（媒体）及び開示の実施の方法ごとに、開示の実施の準備に要する人件費、庁費、媒体代等のコストを基に、従量制を基本に算定される。
請求手数料	請求者から保有個人情報の開示請求がなされた段階で徴収する手数料。開示請求に係る事務コスト（受付事務、探索事務、審査事務、書面作成事務、送付事務等）を基に算定される。					
実施手数料	請求者に対して保有個人情報の開示を実施する段階で徴収する手数料。行政文書の種別（媒体）及び開示の実施の方法ごとに、開示の実施の準備に要する人件費、庁費、媒体代等のコストを基に、従量制を基本に算定される。					

個人情報保護委員会は、「条例において手数料の額を無料とすることは、そのような条例を定めること自体が一定の住民の合意が得られたことの帰結と見なしうることから、許容される。」としている（「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説 [令和3年6月時点暫定版]」）。また、同委員会は、開示手数料を無料とした場合でも、媒体代等の実費相当額を別途請求者の負担とすることも許容されるとの見解も示している。

## ② 現行条例及び国の取扱い

現行条例は、請求手数料及び実施手数料のいずれも徴収しておらず、次の表のとおり、コピー代等の実費を「写し等の交付に要する費用」として徴収している。また、情報公開請求についても、同一の取扱いとなっている。

種 別	規 格	単 価	備 考
普通紙複写機による単色刷り	A3判まで	10円	1枚(面)の単価
普通紙複写機による多色刷り	A3判まで	40円	1枚(面)の単価
フロッピーディスク	3.5インチ 2DD, 2HD	40円	
カセットテープ	120分HIFI	160円	
ビデオテープ	120分HG	240円	
光ディスク	CD-R	80円	
	700MB		
	DVD-R 4.7GB	160円	

※ A3判を超える大きさのものについては、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。  
 ※ 地図、図面、写真、フィルムその他の行政文書で、業者との複写委託契約により納入される複写物を交付する場合は、当該複写及び納入の委託に要する費用（実費）とする。

一方、国は、請求手数料のみ徴収し（300円/件）、実施手数料を徴収していない（法改正の前後で変更なし）。

### 検討事項

以上を前提に、次の点について検討する。

- ① 開示手数料の徴収の有無
- ② 情報公開請求に係る手数料の徴収の有無

### 対応の方向性

現行条例同様、開示手数料を徴収せず、コピー代等の実費相当額のみを徴収する（①）。また、情報公開請求に係る手数料についても同一の取扱いとする（②）。

（理由）

- 前述のとおり、手数料は一般に、人件費及び物件費を基に算定されるところ、昭和58年の公文書公開条例制定時においては、写しの交付費用は人件費及び物件費を基に算定されていたことから（別添②）、情報公開制度発足当初、本県における写しの交付費用は、手数料に準ずるものとして取り扱われていたものと推察される。
- しかし、平成12年の情報公開条例制定時には、①公文書公開運営審議会の答申（平成11年3月）にて「写しの交付に要する費用は、引き続き

き徴収すべきであるが、その額については、実情を踏まえ、他の地方公共団体の状況をも考慮して、できる限り低廉な額になるよう努めることを要望する」とされ、また、②同条例がその目的において「県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要である」とし、情報公開をなお一層推進する必要があるとの観点から、従前は複写代に含まれていた人件費相当額を減免することとし、個人情報保護条例でも同様の取扱いとしたものである（別添③）

- さらに、平成 27 年の手数料化検討時においても、①情報公開制度が対話型行政における県民参加の基盤となる制度であることや過去の運用実績を勘案し、請求・閲覧手数料は徴収せず、写しの交付に要する費用を引続き徴収すること、②個人情報保護における自己情報の開示請求は、自己情報のコントロール権の前提であり、また、個人情報保護は行政の責務であるとの観点から、自己情報の開示請求に伴う写しの交付に要する費用に含まれる人件費については、情報公開制度と同様に一般財源で賄うこととする、という整理がされている。（別添④）
- このように本県では、情報公開請求については、情報公開の一層の推進という理念の下、20 年以上にわたり一貫して人件費相当額を請求者の負担としないこととし、また、自己情報開示請求についても、「個人情報保護は行政の責務である」という観点から情報公開請求と同様の取扱いとしてきたところである。
- 前述のとおり、開示手数料は請求手数料と実施手数料に種別できるが、人件費相当額を請求者の負担としてこなかった以上のような本県の歴史的な経緯を踏まえれば、人件費相当額を主たる算定要素とする請求手数料を、今般の個人情報保護法改正を機に新たに徴収する合理的理由は見出し難く、むしろ、改正法が制度の利用を制約しないよう「できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。」（改正法第 89 条第 3 項）とした趣旨に沿わないと解される。また、実施手数料についても、その算定要素には人件費相当額を含む以上、請求手数料と同様の理由により、これを徴収する合理的は見出し難い。
- なお、現行条例の下でも、媒体代等の実費相当額を徴収しており、前掲の総務省資料においても、実施手数料の算定要素として「媒体代」が含まれていることから、現在実費として徴収している媒体代等を実施手数料として徴収することも考えられる。しかし、そもそも「手数料」とは特定の者に対して提供する役務の反対給付として徴収するものであるところ、人件費相当額を一切含まない費用（＝媒体代等）を「提供する役務の反対給付」と位置付けることは困難と考えられる（※）。

※「実費徴収には…私法上の事務の対価の意味の他に単なる物品の対価の意味もある。この場合には、事務の対価ではないので、地方自治法上の手数料には該当せず…私法上の実費徴収が可能である。」（地方財務実務提要）

<p><b>個人情報の保護に関する法律についてのQ&amp;A</b>  <b>(行政機関等編)(案)(令和3年11月時点暫定版) P15</b></p>	<p>「地方公共団体における開示請求に係る手数料は、「実費の範囲内において条例で定める額」とされており（法第89条第2項）、その額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとされています（法第89条第3項）。「実費」には、開示決定を受け付け、保有個人情報を検索し、開示の是非を精査し、開示決定等の通知書を発するまでの申請事務処理の費用と、請求対象の保有個人情報が記載された行政文書の写しの作成経費などの実施に必要な経費が含まれます。国と異なる手数料とすることも可能ですが、各地方公共団体において、法の趣旨を踏まえ、条例で適切に定める必要があります。なお、<u>地方公共団体の情報公開条例においては、法と異なり、従量制の開示（の実施）に係る手数料を徴収している例が見られるところ、実費の範囲内であれば、引き続き、従量制の開示手数料を定めることが可能であり、また、手数料を無料とすることも妨げられません。</u></p> <p>「<u>コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能です。</u>」なお、法第89条第2項の規定により、地方公共団体の機関における開示請求の手数料は実費の範囲内において条例で定める額とされているところ、実費相当額を重複して徴収することがないように留意する必要があります。」</p>																																																								
<p><b>本県の写し等の交付に要する費用の変遷</b></p>	<table border="1" data-bbox="422 987 1415 1377"> <thead> <tr> <th></th> <th>①S58</th> <th>②H7</th> <th>③H10</th> <th>④H12</th> <th>⑤H18</th> <th>⑥H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単色刷り</td> <td>30円</td> <td>30円</td> <td>30円</td> <td>10円</td> <td>10円</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>多色刷り</td> <td>—</td> <td>250円</td> <td>80円</td> <td>40円</td> <td>40円</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>カセットテープ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160円</td> <td>160円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>ビデオテープ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>240円</td> <td>240円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>フロッピーディスク</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20円</td> <td>20円</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>CD-R</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>80円</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>DVD-R</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160円</td> <td>160円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：①公文書公開条例制定時の費用（人件費相当額を含めて算定）  ④情報公開条例制定時の費用（人件費相当額を免除）</p>		①S58	②H7	③H10	④H12	⑤H18	⑥H22	単色刷り	30円	30円	30円	10円	10円	10円	多色刷り	—	250円	80円	40円	40円	40円	カセットテープ	—	—	—	160円	160円	160円	ビデオテープ	—	—	—	240円	240円	240円	フロッピーディスク	—	—	—	20円	20円	40円	CD-R	—	—	—	—	80円	80円	DVD-R	—	—	—	—	160円	160円
	①S58	②H7	③H10	④H12	⑤H18	⑥H22																																																			
単色刷り	30円	30円	30円	10円	10円	10円																																																			
多色刷り	—	250円	80円	40円	40円	40円																																																			
カセットテープ	—	—	—	160円	160円	160円																																																			
ビデオテープ	—	—	—	240円	240円	240円																																																			
フロッピーディスク	—	—	—	20円	20円	40円																																																			
CD-R	—	—	—	—	80円	80円																																																			
DVD-R	—	—	—	—	160円	160円																																																			

国及び都道府県の写し等の交付手数料(費用)の状況

単色刷り		CD-R		ビデオテープ	
単価	該当数	単価	該当数	単価	該当数
10円	48	50円以下	13	100円以下	2
カラー		50円超100円以下	19	100円超200円以下	10
単価	該当数	100円超150円以下	4	200円超300円以下	8
10円	0	150円超200円以下	3	300円超400円以下	8
20円	14	200円超250円以下	1	400円超500円以下	0
30円	8	250円超300円以下	1	500円超600円以下	1
40円	8	300円超350円以下	0	実費	13
50円	11	350円超400円以下	0	定めなし	6
60円	0	実費	5	カセットテープ	
70円	0	その他	2	単価	該当数
80円	2	DVD-R		100円以下	8
実費	4	単価	該当数	100円超200円以下	12
その他	1	50円以下	6	200円超300円以下	6
		50円超100円以下	9	300円超400円以下	2
		100円超150円以下	5	400円超500円以下	1
		150円超200円以下	3	実費	13
		200円超250円以下	2	定めなし	6
		250円超300円以下	0	FD	
		実費	13	単価	該当数
		その他	10	50円以下	11
				50円超100円以下	11
				100円超150円以下	1
				150円超200円以下	1
				実費	12
				その他	12

※本県が具体的な費用の額を定めている媒体のみ調査対象とした。  
 ※太枠：本県が該当する価格(帯)  
 ※国は保有個人情報の開示請求については写し等の交付費用を徴収していないため、情報公開請求に係る費用を参考としている。

改正法

(手数料)  
 第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。  
 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。  
 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。  
 (以下略)

個人情報保護条例

(費用負担)  
 第26条 第24条第2項及び第3項の規定による開示をするに当たり、行政文書(複写したものを含む。)の写し等の交付を行う場合にあっては、当該写し等の交付に要する費用は、請求者の負担とする。

情報公開条例

(費用負担)  
 第15条 公開請求に係る行政文書(第13条第3項の規定により行政文書を複写したものを含む。)の写し等の交付に要する費用は、請求者の負担とする。